



ト 特定事項伝達型本人限定受取郵便等による  
り、当該自然人に対して、携帯音声通信端  
末設備等を送付する方法

チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて  
役務提供契約を締結する場合は、当該電子  
署名に係る電子証明書を、当該自然人から  
受信する方法

二 法人 次に掲げる方法のいずれか  
イ 当該法人の代表者等から第五条第一項第  
二号又は第三号に規定する書類の提示を受  
ける方法

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第  
二号又は第三号に規定する書類の送付を受  
けるとともに、当該書類に記載されている  
相手方の本店又は主たる事務所の所在地  
(当該書類に支店又は従たる事務所の所在  
地の記載があるときは、これらを含む。ハ  
において同じ。)にあって、携帯音声通信端  
末設備等を書留郵便等により転送不要郵  
便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から第五条第一項第  
二号又は第三号に規定する書類の写しの送  
付を受けるとともに、当該写しに記載され  
ている相手方の本店又は主たる事務所の所  
在地にあって、携帯音声通信端末設備等を  
書留郵便等により転送不要郵便物等とし  
て送付する方法

二 電子署名が行われた情報の送信を受け  
て役務提供契約を締結する場合は、当該電子  
署名に係る電子証明書を、当該法人の代表  
者等から受信する方法

前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及び  
ハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等  
の送付は、提示、送付又は送信された書類又は  
その写しに記載されている相手方の住居又は本  
店若しくは主たる事務所(当該書類又はその写  
しに支店又は従たる事務所の記載があるとき  
は、これらを含む。)において、携帯音声通信  
事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端  
末設備等を交付することをもつて代えることがで  
きる。

4 前項の確認の方法は、相手方から役務提供契約の締結の際に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他の携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。

携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が当該相手方について本人確認を行つたことをもつて当該携帯音声通信事業者が当該相手方について本人確認を行つたものとみなすことができる。

（代表者等の本人確認の方法）

**第四条** 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 代表者等から次条第一項第一号ニ又はヘに掲げる書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居において、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

三 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

五 代表者等から次条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するものの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあって、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあって、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、代表者等に対して、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を送付する方法

前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもつて代えることができる。

八 携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が代表者等について本人確認を行つたことをもつて当該携帯音声通信事業者が当該代表者等について本人確認を行つたものとみなすことができる。

(本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものいすればかかる。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものと、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）  
イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証若しくは同法第四百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規

定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号）に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶觀光上陸許可書（その交付に際して船舶鐵光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。）

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は自衛官診療証（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ハ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書

本 庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ イから二までに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。）

イ 当該法人の設立の登記に係る商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第十一条に規定する登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の

名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。」  
携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるとき、住居の記載がないときは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、他のものにあっては領収印付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

一 本人確認書類（役務提供契約の締結の際ににおける住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載されているものに限る。）

**第七条** 法第四条第一項の總務省令で定める方法は、書面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条第二項において同じ。）又はマイクロフィルムによる方法とする。

（本人確認記録の記録事項）

**第八条** 法第四条第一項の總務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

四 三  
人格のない社団又は財團  
独立行政法人（独立行政法人通則法（平成  
十一年法律第百三号）第二条第一項に規定す  
る独立行政法人をいう。以下同じ。）  
国又は地方公共団体が資本金、基本金その  
他これらに準ずるもの二分の一以上を出資  
している法人（前号及び次号に掲げるものを  
除く。）  
六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公  
共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟し  
ている国際機関

(役務提供契約の締結の任に当たつては、人を相手方とみなすもの)  
**第六条** 法第三条第三項（法第五条第二項、第六条第三項及び第四項、第九条第三項並びに附則第二条第二項及び第三条第三項において準用する場合を含む。）の總務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 國二 地方公共団体三 その他、上記又は財

四 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス、水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収書

五 前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方又は代表者等の氏名及び住居の記載があるもの（自然人の場合に限る。）

六 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に掲げるものに準ずるもの（自然人の場合にあつてはその氏名及び住居の記載のあるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

**第九条** 携帯音声通信事業者は、第三条第五項又は第四条第三項の規定により相手方又は代表者等について本人確認を行ったものとみなされときは、当該他の携帯音声通信事業者が本人確

三 第三条第一項第一号又はホからトまでの  
いずれか若しくは第二号若しくはハ又は第  
四条第一項第二号から第五号までのいずれか  
に規定する方法 携帯音声通信端末設備等が  
相手方又は代表者等に送達又は交付された日  
四 第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定  
する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書  
を受信した日

五 第三条第四項に規定する方法 携帯音声通  
信事業者が当該照合を行つた日

(本人確認記録の作成及び保存の特例)

二 本人確認に用いた書類の種類及び記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

五 役務提供契約を第六条に規定するもの（以下「国等」という。）と締結したときは、当該国等の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項

前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行つた日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一 第三条第一項第一号イ若しくは第二号イ又は第三条第一項第一号イ記号（一から六まで）

四  
二 本人確認に用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他の当該書類又は電子証明書を特定するに足りる事項  
一 役務提供契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項  
イ 本人確認を行った日付  
ロ 本人特定事項  
ハ 本人確認を行った方法

一 本人確認を行つた者の氏名その他の当該者  
を特定するに足りる事項

二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該  
者を特定するに足りる事項

三 相手方に係る次に掲げる事項

イ 本人確認を行つた日付

ロ 本人特定事項

ハ 本人確認を行つた方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

二 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者

第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

口 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの（ヘを限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

**第十一條** 法第五条第一項の總務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。  
一 自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか  
イ 当該自然人又はその代表者等から第五条

**第十条** 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

前項の保存は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによるものとする。

(譲渡時本人確認の方法等)

等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載される譲受人等の住居にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、契約の名義変更に係る文書を送付する方法

チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

イ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 電子署名が行われた情報の送信を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子

				署名に係る電子証明書を、当該法人の代表者等から受信する方法
				前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げてある方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもつて代えることができる。
				携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等について、本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であることを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。
				前項の確認の方法は、譲受人等から契約者の名義変更の際に示された本人特定事項を、当該譲受人等の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他の携帯音声通信事務の提供に必要な事項に係る文書の送付を受けた後、既に役務提供契約を締結している者の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。
				携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が譲受人等について譲渡時本人確認を行ったことをもつて当該携帯音声通信事業者が当該譲受人等について譲渡時本人確認を行つたものとみなすことができる。
第四条 項	法第三条第二 款	読み替 え る 字句	読み替 え ら れ	読み替える字句

約者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条、次条及び第十六条において同じ。)から当該書類の提示を受けた方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

ロ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあって書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者又は代表者等の住居にあって、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

法人 当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあって書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該書類の提示を受ける方法

みなし契約者 次に掲げる方法のいずれかを以て書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号(三及びヘを除く。)又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の提示を受ける方法

国等に対する方法

國等に対し、当該國等の所在地等において書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号(三及びヘを除く。)又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の提示を受ける方法

に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 自然人（みなし契約者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人に對して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適當な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は登録されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ 当該自然人に対し、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適當な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適當な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の

所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）において、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法  
口 当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地において書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）において、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法  
イ みなし契約者 次に掲げる方法のいずれかにて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者がから当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居において、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法  
ロ 国等に対して、当該国等の所在地等にて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されているみなし契約者の住居において、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法  
第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行ふ場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二項		第五条		第三項		第二項		第一条	
相手方	第五条 締結	役務提供契約の び前条第一項及	第三条第一項及	携帯音声通信端 末設備等	相手方	前項第一号口、 亦及びへ並びに 第二号口及びハ	前項第一号口、 一号口及び第三号 口並びに第二項各 号	第十三条第一項第 二号	読み替える規 字句
契約者	契約者確認	び第二項	第十三条第一項及	契約者（みなし 契約者を含む。）	文書	契約者確認に係る	契約者確認に係る	読み替える字句	読み替える規 字句

二 契約者に對して、本人確認記録に記録され  
ている当該契約者の住居にあてて書面を送付  
する方法その他の適當な方法により、相当の  
期間を定めてその代表者等に係る第五条第一  
項第一号ニ若しくはへに掲げる書類の提示を  
求める旨を通知した上で、当該代表者等から  
当該書類の提示を受けるとともに、当該書類の  
に記載されている代表者等の住居にあてて、  
契約者確認に係る文書を書留郵便等により転  
送不要郵便物等として送付する方法

携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示  
を受ける方法により本人特定事項の確認をすべ  
き代表者等が遠隔の地に居住することその他の  
事由により、当該代表者等に著しく不利益を及  
ぼすおそれがあると認められる場合には、前項  
の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代  
表者等の本人特定事項の確認を行うものとす  
る。

**第十四条** 法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号（三及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上

契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適當な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあって、契約者確認による文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適當な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該代表者

(通話可能端末設備等を所持していることを確認する方法)

法第十九条第一項第一号に該当するとき（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合を除く。）

二 法第八条第一項第一号に該当する場合（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合に限る。）であつて、当該罪に當たる行為に係る通話可能な端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由があるとき

三 法第八条第一項第二号に該当する場合で、かつて、当該罪に当たる行為に係る通話可能な端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由がある

いて、当該通話可能端末設備等を所持していることとする。

二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項
第五条第 一条	第五条第 一条	第五条第 一条	第五条第 一条	第五条第 一条	第五条第 一条	第五条第 一条
相手方	締結	役務提供契約の	前条第一項	第三条第一項及び	相手方との役務提 供契約の締結	前項第二号から第 四号まで
契約者		契約者確認			契約者確認	句
			項及び第二項	第十四条第一項	項第二号及び	句

**第十五條** 法第九条第一項の總務省令で定める事項は、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備等につき役務提供契約を締結している契約者が当該通話可能端末設備等を所持していることの確認の求めを受けた場合において認めするために必要な事項

(通話可能端末設備等を所持していることを確認する方法)

法第十九条第一項第一号に該当するとき（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合を除く。）

二 法第八条第一項第一号に該当する場合（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合に限る。）であつて、当該罪に當たる行為に係る通話可能な端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由があるとき

三 法第八条第一項第二号に該当する場合で、かつて、当該罪に当たる行為に係る通話可能な端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由がある

いて、当該通話可能端末設備等を所持していることとする。

口あるものの提示を受ける方法  
当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホイ規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの込み若しくは振替の方法により当該貸契約に係る代金の支払いを受けることとし、かつ、当該書類又はその写しに載されている貸与の相手方の住居にあて、当該自然人との貸与契約に係る通





二 法人である施行時利用者 次に掲げる方法

イのいすれか  
ロ 三号に規定する書類の提示を受ける方法  
　代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている施行時利用に、

者の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、施行時利用者本人確認による文書を配達記録郵便等により転送不要部更換等について送付する方法

八 不要郵便物等として送付する方法  
代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている施行時利用者の本店又は主たる事務所の所在地にあて、施行時利用者本人確認に係る文

書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

一 代表者等から第五条第一項第一号（二及び  
二）へと記入。又は第三項に記入する書類の是  
者に対し料金請求書等の送付先にあって書面を  
送付する方法その他の適当な方式により、相当  
の期間を定めて代表者等に係る本人確認書類の  
提示若しくは送付又はその写しの送付を求める  
旨を通知するとともに、次に掲げるいづれかの  
方法とする。

へを除く)又は第三号に規定する書類の提示を受け  
る方法

記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法  
三 代表者等から第五条第一項(第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

**第五条** 携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結していることにより当該他の携帯音声通信事業者の施行時利用者と役務提供契約を締結していることとなるときは、次に掲げる場合に限り、施行時利用者本

人確認を行うことを要しない。  
一 当該他の携帯音声通信事業者により法の施行日前に法第三条第一項の規定に準じ施行時利用者を特定するに足りる事項の確認が行われ、かつ、当該確認に関する記録が作成されてこれが保存されている場合

二 施行時利用者本人確認が行われるまでの間に当該他の携帯音声通信事業者により譲渡時本人確認が行われる場合

事業者の施行時利用者と役務提供契約を締結していることとなる場合において、当該他の携帯音声通信事業者が法附則第二条第三項の規定により本人確認記録とみなされる記録を作成し、保存しているときは、当該携帯音声通信事業者は、当該本人確認記録を作成し、保存しているものとみなすことができる。  
（準用）

**第六条** 第三条第二項及び第五項、第五条、第七条から第十条まで（第八条第二項第三号及び第四号を除く。）並びに第十八条から第二十条までの規定は、携帯音声通信事業者が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。この場合において、二回目以後の取扱いは第一回と同様とする。

二項	第三条第一項	定規	読み替え	場合において必要な技術的読み替えは 次の表のとおりとする。
	前項第一号口から二まで並びに第二号口及びハ	附則第三条第一号口から二まで並びに第二号口及びハ並びに	読み替える字句	
			読み替えられる	字句

第七条	法第十二条	法附則第三条第三項 において読み替えて 準用する法第十二条	法附則第三条第三項 において読み替えて 準用する法附則第二 条第一項	法附則第二条 第一項	法附則第二条 第一条	附則 第三条	附則 第四条	附則 第四則
(平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因 して生じた事態に対応するための特例)	第七条 次の表の対象被災者の欄に掲げる被災者 であつて、第三条第一項第一号に規定する方法 による本人確認及び第十一条第一項第一号に規定 する方法による譲渡時本人確認（以下「通常 本人確認等」という。）を行うことが困難であつ ると認められるものに係る法第三条第一項及び 法第五条第一項に規定する総務省令で定める方 法は、第三条第一項第一号及び第十一条第一項 第一号の規定にかかわらず、通常本人確認等を 行うことができるまでの暫定的な措置として それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの 間、当該被災者から申告を受ける方法とするこ とができる。	法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項	法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項 法附則第三条第三項	法附則第二条 第一条	法附則第二条 第一条	法附則第二条 第一条	法附則第二条 第一条	法附則第二条 第一条

2                          55                          2

令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者
六月三十日	六月三十日	六月三十日
十一日	十一日	十一日
前項の場合において、携帯音声通信事業者は、通常本人確認等を行うことができる」とする。	前項の場合において、携帯音声通信事業者は、通常本人確認等を行なつた後、直ちに、通常本人確認等を行なうものとする。	前項の場合において、携帯音声通信事業者は、通常本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「携帯音声通信事業者」とあるのは、「法第六条第一項の規定により媒介業者等に本人確認又は譲渡時本人確認を行なわせた携帯音声通信事業者」と読み替えるものとする。
第八条 前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。	第八条 前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。	第八条 前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。
第九条 附則第七条第一項の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第十九条第一項第一号に規定する方法による貸与時本人確認（以下「通常貸与時本人確認」という。）を行うことが困難であると認められるものに係る法第十条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、通常貸与時本人確認を行なうことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げるまでの間、当該被災者から申告を受けた方法とすることができる。	第九条 附則第七条第一項の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第十九条第一項第一号に規定する方法による貸与時本人確認（以下「通常貸与時本人確認」という。）を行うことが困難であると認められるものに係る法第十条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、通常貸与時本人確認を行なうことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げるまでの間、当該被災者から申告を受けた方法とすることができる。	第九条 附則第七条第一項の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第十九条第一項第一号に規定する方法による貸与時本人確認（以下「通常貸与時本人確認」という。）を行うことが困難であると認められるものに係る法第十条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、通常貸与時本人確認を行なうことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げるまでの間、当該被災者から申告を受けた方法とすることができる。

第 2

**第三号イ**（第十一條第六項において準用する場合を含む。）に規定する本人確認を行つた日付とは、携帯音声通信事業者が被災者から附則第七条第一項の規定による申告を受けた日とする。

**第十二条** 前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。

**第十三条** 貸与業者が附則第九条第一項に規定する方法により貸与時本人確認を行つた場合における貸与時本人確認記録の記録事項のうち、第二十一条第一項第四号ニに規定する貸与時本人確認に用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他の当該書類又は電子証明書を特定するに足りる事項は、通常貸与時本人確認を行うことが困難である理由その他の被災者から申告を受けた内容をもつて代えるものとする。

貸与業者が附則第九条第一項に規定する方法により貸与時本人確認を行つた場合における貸与時本人確認記録の記録事項のうち、第二十一条第一項第四号イに規定する貸与時本人確認を行つた日付とは、貸与業者が被災者から附則第九条第一項の規定による申告を受けた日とする。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

		附 則（平成二〇年四月二一日総務省令第五二号）
		この省令は、公布の日から施行する。
第一条	（施行期日）	附 則（平成二〇年一月一三日総務省令第一二〇号）
第二条	（施行期日）	この省令は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十六号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
	（経過措置）	この省令は、公布の日から施行する。
民基本台帳カード（第五条の規定による改正前）	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
民基本台帳カード（第五条の規定による改正後）	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。

1	（施行期日）	附 則（平成二十四年六月二十五日総務省令第五五号）
2	（施行期日）	この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。（経過措置）
3	（施行期日）	当分の間、改正後の第五条第一項第一号イに規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。
4	（施行期日）	外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第一項第一号ニに掲げる書類とみなす。
5	（施行期日）	附 則（平成二七年九月一六日総務省令第六七六号）抄
6	（施行期日）	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第一項において「番号利用法」の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
7	（施行期日）	（経過措置）
8	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
9	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
10	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
11	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
12	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
13	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
14	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
15	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
16	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
17	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
18	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
19	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
20	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
21	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
22	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
23	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
24	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
25	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
26	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
27	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
28	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
29	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
30	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
31	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
32	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
33	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
34	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
35	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
36	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
37	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
38	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
39	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
40	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
41	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
42	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
43	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
44	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
45	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
46	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
47	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
48	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
49	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
50	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
51	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
52	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
53	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
54	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
55	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
56	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
57	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
58	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
59	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
60	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
61	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
62	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
63	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
64	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
65	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
66	（施行期日）	この省令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

2	（経過措置）	この省令による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）第五条の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百五十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新施行規則第五条第一項第一号ハに掲げる書類とみなす。
3	（施行期日）	附 則（平成二八年四月二七日総務省令第五四号）
4	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
5	（施行期日）	附 則（平成二八年九月二三日総務省令第八四号）
6	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
7	（施行期日）	附 則（平成二九年七月一三日総務省令第四四号）
8	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
9	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
10	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
11	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
12	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
13	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
14	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
15	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
16	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
17	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
18	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
19	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
20	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
21	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
22	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
23	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
24	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
25	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
26	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
27	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
28	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
29	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
30	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
31	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
32	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
33	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
34	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
35	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
36	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
37	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
38	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
39	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
40	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
41	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
42	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
43	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
44	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
45	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
46	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
47	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
48	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
49	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
50	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
51	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
52	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
53	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
54	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
55	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
56	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
57	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
58	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
59	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
60	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
61	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
62	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
63	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
64	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。
65	（施行期日）	附 則（平成二九年九月二三日総務省令第五五号）
66	（施行期日）	この省令は、公布的日から施行する。